

お知らせ

令和5年2月14日
宇部市水道局財務課管財係

配水管布設工事における等級格付方法等の変更について

平素より、宇部市水道事業の推進につきましては、格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

この度、令和5・6年度の配水管布設工事認定業者の等級格付方法等の一部を、受注機会の平準化及び高額工事の適正な施工体制の確保等の観点から、下記のとおり変更することとしましたので、お知らせします。

記

1 発注者点数の対象となる工事成績（施工年度）について

工事成績評点として発注者点数になる工事成績は、従来、申請日の属する年度（以下、申請年度という。）とその前年度の2か年分でしたが、令和7・8年度からこの評価対象となる工事成績の施工年度（※）を申請年度の直前4年度分に拡大します。

なお、令和5・6年度については、経過措置として、申請年度の直前3年度分の工事成績で工事成績評点を付与します。

資格認定年度	申請年度	評価対象となる工事の施工年度
令和5・6年度	令和4年度	令和3年度、令和2年度、令和元年度
令和7・8年度	令和6年度	令和5年度、令和4年度、令和3年度、令和2年度
令和9・10年度	令和8年度	令和7年度、令和6年度、令和5年度、令和4年度

（※竣工日の属する年度）

2 格付基準の一部変更について

格付基準の内容を以下のとおり、変更します。

- (1) A等級に水道施設工事における特定建設業の許可を受けていることを追加
- (2) B等級の総合点数の変更

【変更前】

等級	基準の内容
A	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第9条に定める総合点数が900点以上である者
B	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第9条に定める総合点数が800点以上899点以下である者

【変更後】

等級	基準の内容
A	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第9条に定める総合点数が900点以上であり、かつ、水道施設工事において特定建設業の許可を受けている者
B	宇部市水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領第9条に定める総合点数が800点以上である者

3 等級区分の一部変更について

B等級及びC等級の等級区分（請負設計金額）を以下のとおり変更します。

【変更前】

等級	請負設計金額
B	20,000千円以上 40,000千円未満
C	10,000千円以上 25,000千円未満

【変更後】

等級	請負設計金額
B	20,000千円以上 45,000千円未満
C	10,000千円以上 30,000千円未満

4 手持工事件数について

上記の格付方法の変更に併せて、A等級及びB等級の手持工事件数を、当該年度に条件付一般競争入札により請負契約を締結した工事で2件までとします。

なお、詳細については、後日、水道局ウェブサイトにてお知らせします。

5 施行日

令和5年4月1日

6 その他

- (1) 関連する要領等につきましては、後日、水道局ウェブサイトに掲載します。
- (2) 配水管布設工事入札参加資格審査の申請（令和5・6年度）については、改めて水道局ウェブサイトにて、お知らせします。
- (3) ご不明な点につきましては、財務課 管財係にお問い合わせください。

管財係電話：0836-21-2294